勢語往部

四

勢語臆斷巻之四

六十九段

むかしとこの国をもちてをりける伊勢国にかりの使に

三代實録第四十六云元慶八年十二月二日戊子勅遣左衛門佐従五位上藤原朝臣高経六位六人近衛一人鷹七聯犬九牙於播磨國中務少輔従五位下在原朝臣弘景六位四人近衛一人鷹五聯犬六牙於美作國並狩取野禽同四十七云仁和元年三月七日壬戌勅遣従四位下行左馬頭藤原朝臣利基於遠江國従五位上守右近衛少將源朝臣湛於備後國並臂鷹堪犬行拂野禽路次往還並徑被

之間用正税供食長烏同四十九云同二年二月十六日丙寅勅遣越前権介従五位下藤原朝臣恒泉於遠江國雅樂頭従五位下在原朝臣棟梁於備中國並賚鷹鷂拂取野禽

[illegible]

静子
右兵衛督紀名虎女

三代實録第三云貞觀元年冬十月五日丁亥卜定恬子内親王為伊勢齋第五云三年九月壬申朔勅遣右大臣正二位兼行左近衛大將藤原朝臣良相尚従三位源朝臣全姫向八省院發遣伊勢齋内親王第三十云元慶元年三月壬寅朔遣刑部大輔従五位上弘道王右中辯従五位上藤原朝臣保則迎前伊勢齋内親王[illegible]

山里ハ人にたえせしとなりけるとそのうへくもりゆく
かくて程へて後よいたつきあり
いつもまうてる男みな字なり
此歌ははしめかれにしかとつらきものなとおもふにや
故つらにあり男かれて後のことに
かれてハ程の字なりも見てのちの事なり万葉十一
日十二 たれかうそふるに恋をわすれてなり人にあひみしを
きりしより後とそハ家に程へかれてうらみてとふらひし
人なりけりてもいけやしなもしえみとはしたなり
女もさこあらしとぞいへれとも見ゆるものけれとえ
わかれ後ともわかくいれいらくなりやとみえ
後にも八日本紀にも非とうへるもねなくあるけれはなす八

さほとゝきすなくさとの木高くなきのみそ
しくなく後とうけたかきくなれハ実の後なりて
そのなりも自ら名なるこれにやするもいはよしさきり
大和物語貞文の事
まさに里にもつねにはかなしむひらまに
さんなおもひちくありうれる女人と志はえて程ひらつは
うらふ男なもしれきらり
後撰 なのあふくとつめてまくかれなん男の程をゆめる
程ひとつらハ時を四刻まおつきこは子なる時のとしえなり
男とさ程にもとふかてしれハてみらことを見わしてゆせるそ日
のよとらなるんちらてきさとにへとされなくらてくとうす
とみらとかのなりなり日のおほろとらへさちぶてらうともなる

忠岑集に

秋の萩のおもふにものあらぬ紅葉の色をてらさうあり

をとこいふもの忘てめつとこゝろにおもひていまて折ん

うつゝのまよひうすまてあるに物とおもふもかなしみに

ゆゑあり

拾遺集に同じきからぬ人とちぎりて侍りける女のかれ

うてきりうのちにしうつかしけるとききて女のい

ひをこせる

人はいさ思ひやすらん玉かづらのよ

良岑宗貞

忘草をのみや摘てすれにあり

おつしもおくつれなく見ぬよりうらは秋のおかしてふよ

男はくるしくて忘れなむとおもふに忘えてわすれかたきを

こゝろ人をやるなるきふしもあら忘ハうゑけりなくて待

とりハわすれてもうしなきに女の心ハうたかひはれなき

なくて

忘るといふハ万葉に萱草をわすれ草とよめりつほし

ともあらはしきなり

古今 忘やうし忘やせれん思ひもくれ草からうち忘てことえてその

種のことわきまへかたし 但後句ハ初に逢えてもしらえた

忘やりくれやうし草かくつ忘てをあてにこそおもひ

忘ぬこゝろも忘しかて忘やりくれて切て下の句へ

つゞくるなり色しみゆるてこれもうに色し

万葉 うつる妹をきませる萱草も忘れ草てすひの志けれ

續日本紀流布本天平十八年八月壬寅置齋宮寮以從五位下路真人野上為長官云々今注不同

伊勢守藤原朝臣宜為齋宮寮頭三代實錄第十云貞觀七年五月十六日丙申從五位上行伊勢權守藤原朝臣宜為齋宮寮頭伊勢權守如故

貞觀七年十二月十三日己未以齋宮寮頭從五位下藤原朝臣諸房為中務少輔從五位下藤原朝臣諸藤為齋宮寮頭諸房の齋宮寮頭

齋宮寮伊勢齋宮寮無唐名無權官頭十人相當從五位下

酒臺　和名志利佐良

物の使ひくきてあひしるけのこれハもくらあひしるえせ〜

もくらおもくらなりわひこん相こうすくあ

とひこんもえせあなり

ひけハ花ぢの玉なんとすまハ男もくこれん無のまこ

ことふせこえひけハあやしくわけなんとすれるを

くまこうこうしんこんかをまてこうこう

こうをてこれを

ひこうぶのこうこん整なこうト無なり

かちくの後をこあれあえすーけんを

にょ孫とをてこうこんこうあこんこうあこん孫こうをこと

なりこうこれをこうひこうもこうこんしてえすーあんこうこうと

のこうをこうけこうこうこうこうこうこうこのこうこうをなこうこ帖みト

ひ白と合てこうこるこうこうこ髭ようこうこうあんこるこうこう

こ〜妻ハトロ白ようこうこうて位すを〜

こうこうてまこうなこ〜こ毛のこうこうこうけこうのすこしてこのの

すこをとかようつく

にけこうこうハこれこを集こ杉の債杉こ杉杉ハ債杉こ杉杉ハ債てこ

すこのこうこうこをみたけこうここうこ五こ通こて

通せこう但こをこハこうこ焼ここてもこをこてここをこうこうこ

什こを徒こをまこうこ〜こうこれハこ徒なこ〜

おこのこ杉ハ開こをここえけん

かこうけこうこうこうこここうここれ孫のこうこをこハあこて位こ

にあこハこうこうこうこをこれになれハこうこなり

[illegible]

（後考）わが坂の関姫[illegible]

[illegible]わくに秋の尾花のくさ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

日本紀第十九欽明天皇皇女盤隈皇女初侍於伊

勢太神後坐皇子茨城被[ル]奸解同第二十敏達天皇

七年春三月以免道皇女待於伊勢祠即奸[サヤ]池邊皇

子事顯而解

（七十段）むかし男かりの使[illegible]

[illegible]

[illegible]

大與行神社あるおさ伊勢屋敷の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

なして給ふ御のたまはせてうり皇子くるる
つみよりの給ふ御ふみをいはしてい捧ぐ拍
なれいるしきやうとにしてい捧ぐ
にんとのさしてたる給きこえるこしてる日し
七十一段
むかしとこと伊勢物語新注の内の出使ふてまるまう
くらかのえをすれこいひいる女をすれこを女の名こを伝めれこれる
すれこいひいる女をすれこを女の名こを伝めれこれる
こしてこをおよなる内めくなり恨撰ことこのまて
きてもれこことのこしこれこと特蜻日記よむし
すきこしやしくも今こをおんここをこれるは
ものこしこしこしこの内の出使ふてまるまう
んこをこくしこしこう

敬儀按契註
嬢歌會者萬
葉此歌注曰
嬢歌者東俗
語曰賀我比
也賀我比者
甲賤哥曲也

ちこもの名の名のいきもこめ一大きくの一ゆくりこれ
後の載こをよこくこちこれいの名ふ
ちこもの名かこれいこもこめ一こを名ふこけこもなし
拾遺集こ系名こ系こくこかこ名のこのこのこのこ
とこの日こ俗りかこう神のいこれ古神こをよこここせこう
いこれこもこ元むこいこうこてりこなり大きくいなきもこ
すここ一こる一おこかくりこいなこ大きくいここ
ものみけていここやしこもこめこくもかもこも意の古けこん
をここ
こしこいここもみここちこめる神のいこむるたなるくよ
いきむるこ樹のこなるこ百集第九登二氣波嶺一為二嬢歌會
俗歌こいこりこへここここゆれこけこんこうこひみ

人妻に家もかしましく家妻に人もとゝへはかなしをなしく紗の
むかしはいとめでたきかたのことはめくしもあるなり
あまり此みえぬをたに書しけるは伊弉諾伊弉冊のみことは
しらの中にも紗ありきみる男女の中にも紗もやみえしとするを
なれなりとみゆらはうれをもこえぬしよれたゝ切にいへるなり
それをもいさゝかもまつれとあるにはあらん

七十二段

むかしをとこ伊勢の国なりける女又えあはでとなり
のくにへいくとていみじう恨みければ女

無言みおとこもえあひまうせぬよりは子とゝめつゝひらかう
餘意まうらむるとやもなきとは業平の思ふかれもひ
のあかりかしひてうらむるにやあるなり
大淀のまつはつらくもあらなくにうらみてのみもかへる浪かな

新古今恋よみ人しらずにて事のはしつたなくかたよせゆるされ
うらむやしかるに家にかへるもかれと業平かくしもなる
ましとなすよへて使なり

古今
わすれなんとおもふ心のつくからにありしよりけにまづぞ恋しき
新古今にむすめの斎宮にくだり侍てまかりておなじ浦に
まかりて女御徽子女王

大淀の浦にたつ波かへらずはかはらぬ松の色を見ましや

斎宮
大よどのみそぎしてゆく波のかへらずはかはらぬ松のかはしれん

七十三段

むかしそこにはありときけどせうそこをだにいふべくもあらぬ
女のあたりを思ひける

せうそこは消息そかよはすまじきなり
見えても手にはとられぬ月のうちのかつらのごときにてある

万葉第四湯原王の哥なりそれハ落句をといふにせんかた
とくかへてり作れるにや

七十四段

むかし男をんなをいたううらみて
いは根ふみかさなる山にあらねともあはぬ日おほく恋わたるかな
これもよき万葉第十一ゝあるを作りかへたり哥にハかさなる
山にしあらねはあはぬ日おほく恋もわたるかもとも作り拾遺集に
海の句を第下なけしとしもあはぬ日数をこひやわたらんとて坂
上郎女か哥とせん家中ハいはねをふみてかさなる山とハあら
なにあらねとも人のかくしあはぬ日おほく恋わたるかも
となり

七十五段

むかし男伊勢の国にゐていきてあらんといひければ女
是ハ男も女も京にありてこの男いひかけたり伊勢
外國にゐてゆきて住まんといはて伊勢としもいへる
ハ作りさたくやある今宮寺平の家号とかきて伊勢のかみに
あふしこ時斎宮の哥なりしハ母つかへハ伊勢
なる人の京なるくとそかよふころハあれぬといひて讀つゝ
おほよどの濱に生てふみるからに心ハなぎぬかたらはねとも
いせのうみにあそふあまとも見えしハ大淀のまつハいひお
て海松とさかなる房くさうおひたるをまねも
みるとハ人をみむとをもむ男のこゝろなく
いひとゝかてひのつらさ意なり
大淀のみるめかすかなるめなる子海松てわかりつみ
といひてましてつれなかりけれハ
袖ぬれてあまのかりほすわたつうみのみるをあふにてやまんとやする

新撰亀一集平安時代こてふ[illegible]

をんな

いそのうらのうらをくい塩干者こちかひもみちん

ちくしのうみ海者いかをつれハ花ゑ男みこと

とすると家みたりこと[illegible]ちとてなかこと[illegible]

こんはよくれ　一ちゝ[illegible]

あかつきのいよ[illegible]日うあまをハ海者とこよりあと

見いこると海者こちこと[illegible]ちハさてよちんこれいもこと[illegible]

生ち海者こしてつれあくいこあるを塩干者こち

かちこちあれいこひもこつけこちうちをれよ付てふこのこと

ちちあるこ　一ちゝ[illegible]

其行の海塩ハ者ちこれいまとこのはちをこんさん

敬儀曰
小爾雅四尺謂
之仞倍仞謂
尋倍尋謂之
常又六尺曰尋
又八尺曰尋

見ハ塩ハ者ちこひちはこと[illegible]こちこちなり此ハ

えあこぬはちこもまこめハはのわこんすをきここのこ

こ[illegible]こ源氏み

ふるこもいてをこ[illegible]こちあなくこちこひちの塩のみけちあと

此こをこちハ塩のこちこひのこと[illegible]こちこちあ

ちきとたのこてこひわてのみこ行こんこくこあるを二ち

のこちこあいこちれこ[illegible]こつみたちあちまこちこひこを

貝もこをこちこ海者こちこもまちる貝ここてをこちこあみたを

ふふたちり

みをとこ

なここちをてぬをこつこちる世のこ人ちこつこんこちを油のこ[illegible]この

[illegible]

なりぬるはしらぬゆくへとのこれの見てえ子とおもふや
まんとするつゝれんと家袖みな志つくろつくれんのやむ時か
けまれ袖の志つくもかきくれ時かれりとあるなり世のく
とひろくろひてさゝハ女をとくまり
よれおふくかくれ女みなん

七十六段

むかし二条后のまだ春宮のみやすどころと申しける時

貞明親王貞観十一年二月立為皇太子これ陽成
院の御事なり

氏神にまうでたまひけるに

或おもふ大原野ニ春日を勧請せられ藤氏の后妃
かならず詣ニ候所ありと見えたり閑院左大臣冬嗣嘉
祥三年ニ申請し給ふよしあれと彼左大臣ハ天長

以為藤氏后従
以下為御車従
者江次第十四
云大原野行
啓起五条后
順子

年中に薨せられけるを忠仁公の奏せられて勧請し
給へるや文徳実録第三に云仁寿元年二月乙卯別
制大原野祭儀一准梅宮祭々二月上卯日十一月
中子日也行啓ハ五条后にかぎれり三代実録第
五日貞観五年二月二十五日己巳皇太后向大原
野神社奉幣御牛車以藤原氏六位以下為御車従
者江次第十四云大原野行啓起三条后順子以藤
氏勧学院衆為車副二条后高子以姪乗車後在五
中将書和歌与二条后歌略之人疑先是有密事歟
此江次第の文ハ上の三代実録に合て按するに誤あり
貞観三年と同十一年以後く年数相違せるなり
勧る事ハ云江次第の説不可用と云く

このこゝろはたゞにいはゞおきなくさのゆくすゑ
るにいて御車よりたまはりしにもあらず
三代実録第二十七云貞観十七年正月十三日従四
位下行右馬頭在原朝臣業平為右近衛権中将これ
みゆるは十七八年のころなるべし元年三月に右近衛
権おもゝとのまゝにて七年三月に右馬頭にうつされけ
れたるに右近中将此時五十餘歳なれば翁とてよくた
まへるは大原の御祭に春宮の御息所のまゐりたまひし
一乃御子をかけて世をしりたまふ業平二条后の生
ところ文の中に不見時にて大原野へまゐりたまひ
ひとつ日ありしのちなり
大原やをしほの山もけふこそは神代のこともおもひいづらめ

小塩の山は神の御ことをまつりてまつられ
なり天子の御車と禁中内裏なることをまつられ
には山の名なれど神をまつる山やまよりは小塩山とは
訓神のこゝろもおもはへりし神代のこともおもひいづらめといふは
旧事記云使天太玉命天児屋命二神陪従天忍穂
耳尊以降之時天照太神詔天児屋命天太玉命曰
惟爾二神亦同侍殿内善為防護焉春宮は天孫の
御息所をまして天児屋命の御息所なれば天照大神の
よくまもりたまへる神なりとおもひてよろこびたまへり
下おもふこゝろはこれよりおこれりとおもふべし
これとかく代のことをおもひあはせるなり
そてこゝろもおもひやりてふかくおもひやるべし

下の勾よりめぐらしてと任者の任すらんを方知れ
任云むらしおらしとそなはしけり
七十七段
むらし田むらのしすみくおたしまし
文德天皇ひら山城國葛野郡田邑より佐わらうて
田むらのしかしすらう文德實錄より初を直原佐しく
ひとあしとそて田邑佐しくふしを
其の時に女出きかしとすいをうを
文德實錄第二云嘉祥三年秋七月丙子朔甲子孫
原朝臣多賀幾子等爲女御
三代實錄第一云天安二年十一月十四日辛未從四
位下藤原朝臣多賀幾子者右大臣

從二位良相之第一女也少有雅操文德天皇仁壽
初選入掖庭俄而爲女御二年授正五位下四年進
爵爲從四位下
安祥寺
安祥寺之山科にあり五重石の塔建立
文德實錄第七云辯衡二年六月戊寅朔詔以安祥
寺預於定額三代實錄第二云貞觀元年四月十八日
癸卯緣皇太后御願置安祥寺年分度者三人願文
曰云々凡厥試度之事令權律師傳燈大法師位慧
運專一勾當無脉相傳不關別人其行事者一任寺
記云々延喜式云蕃云々安祥寺果階業僧擬補諸國
講讀師

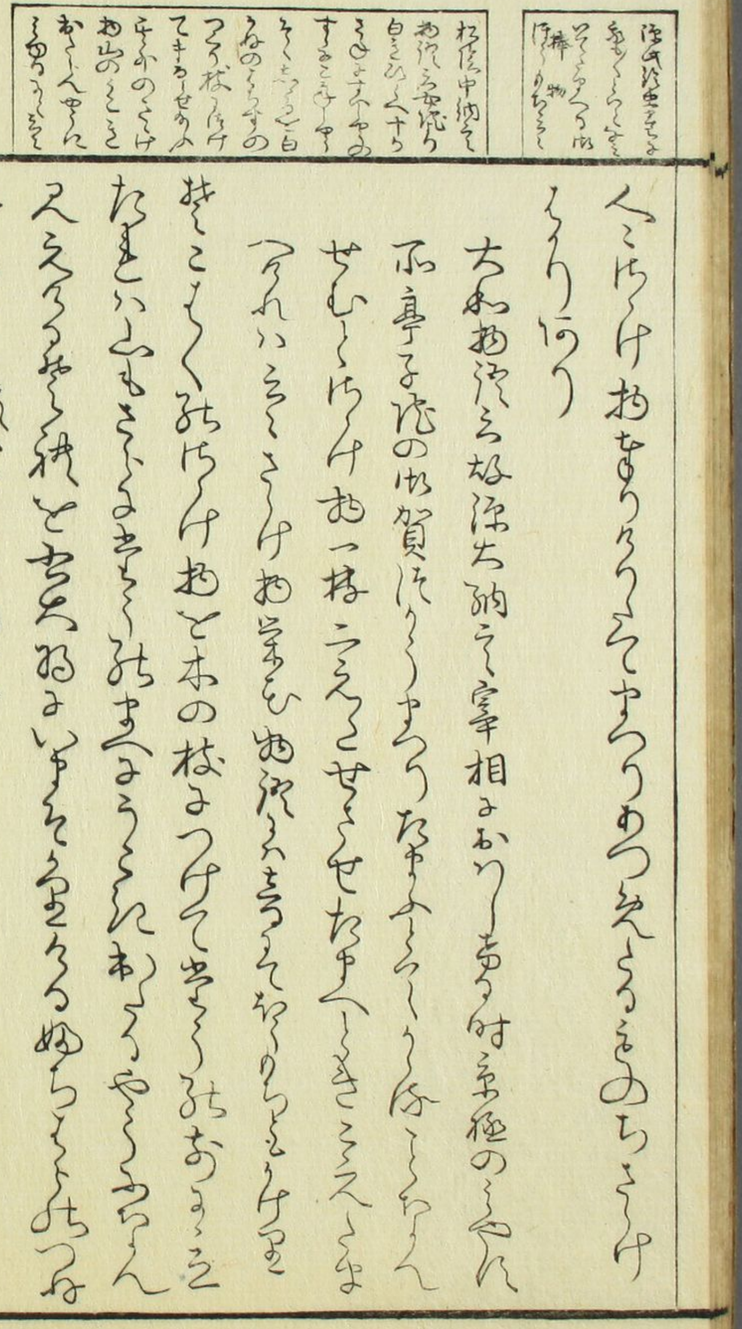

年十二月十六日任右大将天安二年十一月七日清和
天皇御位ゆづりの日従五位上を授る事右近衛権
少将周防権守ゝ右大臣良相嫡男貞観八
かゝれおるなりしに系図をもむくとめ〻あつめてゝ
ゝと記して其のゝゝみを歌ませたりし中のるゝゝ
なりしるゝめを書ひろめ侍ゝ
かゝハ俗なり侍毎ハ俗よりすゐゝも強と俗する法
事ゝてなり其のゝゝめるゝ系ハ系図ハ系書わりゆゝ
俗なり七百ゝゝ百ゝゝ内三七百
五七百なりゝ〻ゝ三代實録ゝる貞観元年
二月朔ハ戊午なり十一月十四日辛未なり支干をもて

うちにましまし三月二日己未四十九日にあたれり是より内の法
事はおこなはれは法事とゝのへておこたらせ給し也くあり
すゝみたり但下御経く同日の事なれとこれは山科の陵
御事とりてまうさうるやうにとも四月二日ひとて
なきの人々をさし給ひけくは皆かんぶりそうつる寺にてあるから
つるに良岑宗貞は此時に出家す宗貞は七年二月より十七年正
月まで蔵人頭なり此時の蔵人頭又左近少将をも兼たりけるに
なりのちは僧正遍昭になりし人なりつけ目ところへとつくりたまふ
ころに猶またこの遍照の御出家は深草の帝のふかき御にはゐりけれ
なりしあはれにてや猶ほかならんとすなはちといへり是は自
遍昭みつからかくよみて山もさくらんとある御事にてありけれ
やがてなくなんありけるにおもほしてきこえかれたる絶えは

遍昭とまうしてちるひとまうしてもむなしかはことばかはよに
みかどうせさせ給ひて後はなにとなくかなしくおもひてむなしかりし
時のことからおもしろきなんかゝるぞかし
山のかたつまでうちにおもひは世をはなれとおもひける
續後撰雑下深草帝の御時の皆の人のことに
句にかはりてやうやうつまでてとかへてみなこそ
とくなりけるのおとはれるに年のはてにて
のなんもいよいよていへるなれ
涅槃経云爾時世尊娑羅林下臥寶林於其中夜入
第四禅寂然無聲於是時頃便般涅槃已其娑羅林東
西二雙合為一樹南北二雙合為一樹垂覆寶林蓋
覆如来又大山崩裂ともいへるは山ちる木もうつる

やうすゆゑハこゝにてみちあるらしや又云時世尊已入般涅
槃四天王天與諸大衆悲哀流涙各辦無數香花投
如来前悲哀供養五天如是倍勝於前色界無色界
諸天亦如是倍勝於前かゝる倍哀のあはれは是等の
ことなるべし

とよみたるをいまこゝにもよくかなへるなりこの
こゝろ猶やまさりけんおもほえけるかも

是ハ学生の自他のことなるをおもひくらべてみえけるを
ハこのよく優るを思へるにはいかにせんとぞのうちに思ひけるを
時あり御かくまかるそのきさいとこゝろうるむりのよるおもく
はかなくもほのかにすれはいまきこゆるやまさしく幽かにて
りんとなればこゝろふかきのまとゐかくしやりみのうれへる

すこしやくそのうへとどんなかハあらくみえてけるかなとハ出時
ことさらにそのかのもんハ口もほかにかるくよろこひ
あらて千時ハこのふかくつゝも源氏物語桐壺に
いふて千ますかるにしみかもるれゐる事なるところを

七十八段

よろかねしれをさりハしあはれなりけり
ひかるをかきつゐけれは女御おかりまし行かせたまひ
てなゝ七日ありしあとにあり祥寺にて志ありけり
貞観元年正月二日にあけつ上のたまひしなる七日八
おもて人志て中有を經かるハ中陰ともいふ中有の生七
日めて一期するを一七期としてかくいひて人のいふ善
極善極悪ハ中有を經ずして浄刹のうらに悪趣にの
至中間にて中有あり生ずしてあるは中陰のうちに功徳を修

して四句すと云中有と称して浄刹にうまるゝ故に四
十九日の善根を修するなり本朝の風俗也しかりしまて
につかうまつりておほくて此中将の君ともうらいまうてけり
右大将藤原のつねゆきといふ人いまそかりけり
そのみわさにまうてたまひてかへさに山しなのせんしのみこお
はします
かへさとはかへるさなり万葉にゆくさくるさとよめりゆくさく
るさともあり此かへさはかへるさのるを略せるなり禅師
のみこは人康親王法名法性なり三代實録第二云貞観
元年五月丙辰朔七日壬戌四品守弾正尹兼行常
陸大守人康親王出家入道上表云々とせしは出家
と思ふ故に此園のならひなり下も信あるせんしなるへし

こゝもすこし不審なり五月七日に出家し給へは此
法の時はまた四品人康親王とそまうしませり此宮
其の山科は宮にまされおほしめしらせおはしまして木も
しげく作りなせるにまうでてしはよそに八
作るにまた作れくちくはいはてといまかれれる石を
これにかしらんとかしはなたにここまでこひはなれて
擬乃おもしろくまうけせさせ給なりのに
作るにまつりしとくは日本紀に奉慰とつかまつるとよ
めり遊仙窟云比不相知闇為參展とかくるにふ
まつらふにこれはまへしりしれとさへすこしかくるに下
まるはおほよふる所出座なり寝所なり
ゆゑにかの大ねいてまかりたまふにやあり

名帖てう目
たゝすれて
ことされまけ
るわすみされ
ひらいさきう
りあけし
よのをと

いてこん禅師の定能御おこり傳へ云いつたならくこと
かうこれ傳すとくるとたゞかすに波のゝらゆやくにあり
ふるくたるもあなりけれはたるにことすゝとまるらす
まなくたわらく抄みえへて云細なり日本紀ニ憲の
字をとこえうるくあめることいはの云なり傳みいひて
正憲しそころもあれ疏つるくもいてあるくし清音よ
しむなり

追考蜻蛉日記ニ雨いよゝことかけ行くところの海し
けむくかつたるりていてぬ比こところ日るのなり
日本紀ニ針側量ぁ能字を当るたるもると續うこと
いはしるの筆いかなるあるとし
定信くのもし紀ぁ学をなくとやいあるつれ

ちかくさ此年く行としまゆつすいてあ秋八定信くのとし
めくいてかなとなれやおとをとなれきちとてやとあるく
これおなんとらゆ云まかり万葉七よ
まうよしとこのなくさよいらをまさるらくいすあかゝあり
比五文字黙然不有と云るを源氏花宴ニなかわとしまいい
可不ニ彼おもりるまなやかふしと訓まるゝなり
云つ能おあくゆかれせし時
三代實録第十二云貞觀八年三月二十三日己亥
鑾輿幸右大臣藤原朝臣良相西京第観櫻花喚文
人賦百花亭詩預席者四十人云々歡宴竟日賜邑
従百官禄各有差夜分之後乗輿還云々とあることある
年月ちゝ遠からぬ

紀州国東乃郡玉乃井村の産
きうりんの説
ふるし
おちこちをみ侍るわらはなれ人のしたしのまへのこと
みすゑうりをとゝ侍るのこゝをまゝ見なりとゝ
まつふむくのことゝ
畑霞成二涸疾泉石入二膏肓一作者も山のとものこ
をゝ
こすゝきをゝ行うをゝてゝまるゝたゝすいくゝるを
くてゝをてきゝゝこゝゝいゝゝゝるゝゝまゝう
おのゝきくゝるゝゝるゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

三代實錄第二十八云貞觀十八年三月十三日辛
卯皇子貞數為親王年二歲母更衣文子參議太宰
權帥從三位在原朝臣行平之女也第四十一云元
慶六年二月二十七日己巳天皇於清涼殿設酒宴
慶賀皇太后四十之筭也云〻貞數親王舞陵王觀
者感而垂淚舞畢外祖參儀從三位行治部卿在原
朝臣行平侯舞殿臺下抱持親王歡躍而出親王于
時八歲太上天皇第八之子也第五十云仁和三年
正月二十日甲午詔授正五位在原朝臣文子從四

拾遺賀
[illegible]

位上[illegible]貞數親王延喜十三年薨四十二[illegible]
[illegible]十三年[illegible]
御[illegible]
[illegible]
[illegible]

敬儀曰小爾雅四尺謂之仞信仞謂之尋倍尋謂之常又六尺謂曰尋

疎莖蔭其莖玉篇云箏寺林切竹長千丈生海畔

[illegible]人八尺曰尋又云里舍間人不間縱横長短咸横舒兩手臂為尋此固今の俗も此法[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八十段

[illegible]

[illegible]

弘生のつとうみたはいたるもあるよくあるてそまふすすてはある

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

八十一段

[illegible]

○勢語臆斷四　○二十二

源融嵯峨天皇第十二王子母正四位下大原全子
貞觀十四年八月任左大臣仁和三年從一位寛平
元年輦車七年八月薨七十三
賀茂川のほとりに六條坊門南万里小路東八町
に六条坊門南万里小路東八町
に河原院とぞ申すめる
をしへかはかの月のつとめてとかくたちもとうろひさうなる
武蔵なるあなたなるうらひさと雲なるもみなうらみたる
所富なるは文字なるうらうらうるさうるうるうるう
をしへかはかの月のつとめてとかくたちもとうろ

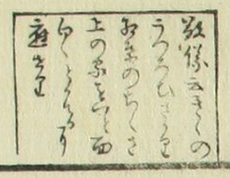

つまうらいわるうらうらうるうるうる

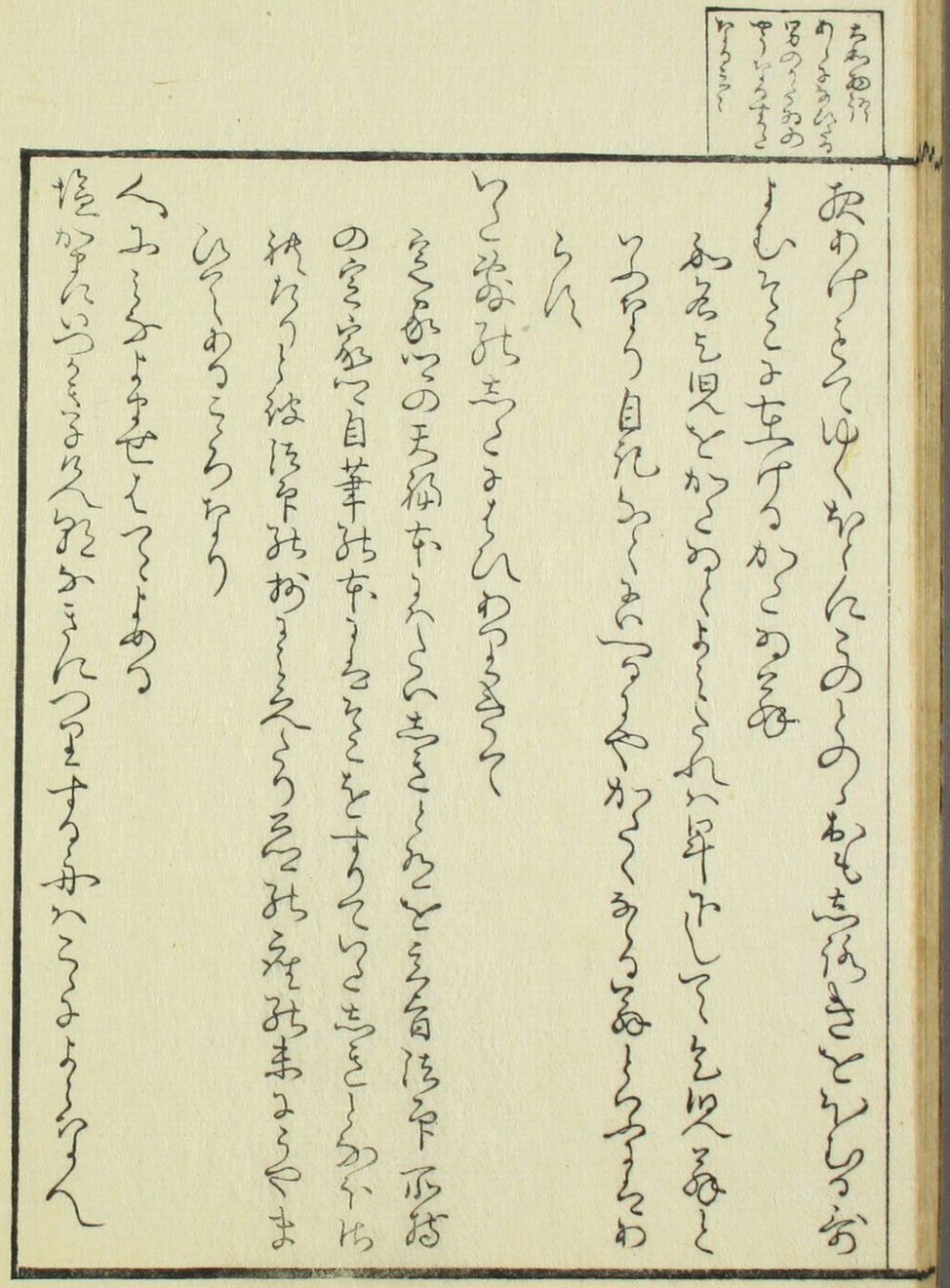

齊明紀 大國

[illegible]

恵崇炬雨歸雁坐我瀟湘洞庭欲喚扁舟歸去

故人云是丹青[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

我[illegible]日本紀第二十五孝徳天皇位曰我日本

國譽田天皇之世之[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

山さんのわるくふかぶかとさしかゝりたる
ところ〳〵の樹ぶりなどはいとをかしう
ゆゑ〳〵しくのこれる古乃ゝ宮のけしきなどは
なほてかの〳〵ゆゑ〳〵しき世なれどもしるくみ
れかたるべき人ぶりなるべし

波濤

寛永七年二月十五日

ゝ
ゝ
ゝ

敬儀曰下句懐古歓英風唯見春水流此句勢相似

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]を織女なり

五十日 [illegible]

日十 [illegible]

[illegible]て[illegible]

[illegible]せの[illegible]なり

あ[illegible]て酒の[illegible]

たたひなんと十百れ月もかくまちんとすれはかの右

馬のかしらへれ

わ[illegible]

[illegible]

あの[illegible]

て[illegible]

日記[illegible]

[illegible]

[illegible]

おもてにいとゝもたいてゝなりて山のとゝにいれをて月もくらく
なれいをゝ仙つゝゝくく他まるを
（十三段カ）
なるゝ和せまりまれたまひ〜〜れるゝ所をとゝ見いのうしを
おゝゝゆすゝもみゝまのゝゝなる為つゝゝまゝ日に
見てゝゝをゝゆゝたまゝゝうゝ
京はゝゝやゝゝうれゝまゝふゝゝ
御おゝゝうゝゝゝくゝゝゝ

[illegible]

[illegible]

事詩云三月正當三十日風光別我苦吟身共君今夜不須眠未到曉鐘猶是春つれの泊とるを意はへつゝ

[illegible]

のこりてあゝ[illegible]

[illegible]

三代實録第二十二云貞觀十四年七月十一日己卯四品守彈正尹惟喬親王寢疾頓出家為沙門と

あり此時は年二十九なり法名を弁延と号せり此時は蕃俗を出いのち延暦寺に住し[illegible]

[illegible]

後封戸と辞令を表三通あり三代實録に勅書を

勅書云[illegible]

清和天皇御誕生の後七日に二条にて書を[illegible]

せ給ふ[illegible]童[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

山の姿りくなれいろをいくたりとひてくもむるよまく
てくおくくまるふつまくしてあくくふかくあるふてあくて
ゆくくれいやくくるくさくかんくてくくをのくかく
あくくとひあくてきくくえくうくくもけくかくひくくてくうくく
ありくくくおちやけくくくくもみくれいくえくあくくてゆく
くれくゆくくくく

しりあくれいくくくかくかくかくくくく

[illegible]

いやしくて年たかくなりぬれば伊登内親王

桓武第八皇女貞親三年九月十九日薨

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三代實録云業平者故四品阿保親王第五之子正

三位行中納言行平之弟也阿保親王娶桓武天皇

女伊登内親王生業平[illegible]

万葉集六市原王悲獨子歌

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後撰

[illegible]

宋陸放翁詩云何方可化身千億一樹梅花一放翁

古今雜下云[illegible]

[illegible]

[illegible]

分古段

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

後撰 [illegible]

拾遺 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

定家
このうつのやまぢはよろこのくすしわのやまと
為家
しやくわのやまの里ぢはあの日みられてうてみるあけうら
をんなかをうつるものうるとやうつれふをうつて
はうつさいうをはこもうあ万葉集十六云所聞多数乃机
之島能小螺乎伊捨持来而辛塩尓古胡登毛美
多数ニ所聞
高坏尓盛
かしくとあかひてもしるかしくふうり
はうつくしはかしにんうふをうあいをきうけり
はうつくしは海の恵名をもううよいつるを海部なり
海若海童海神なくはうてはうつくしあるは海部
なうもを海部のつかしくふるもりにいくみい齊の字
とつくふもいつくもはつくはをわしくやりんすうをうり

ふうくんあとはをう海部のをする屋なんしんわる是うをん
をうをとくんをくをくをく

[illegible]

八九段

むらしいやしかめをとこ家ちかうきるくと思ひみて年ゐる

かたそのゐなかの守[illegible]

いやしかめをとこもみな

[illegible]

[illegible]

[illegible]

九十段

むかし男ありけり。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

真名本
最高人乎（イトニテキヒトヲ）

九十三段

むかし男ありけり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

勢語臆断巻之四